

平成 22 年 5 月 28 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者の役職氏名	代表取締役社長	原 孝 (コード番号 8894 大証第 2 部)
問い合わせ先	財務・経営企画室長	樋 口 清
電話番号	0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4	

「債務超過の猶予期間入り」に関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、平成 22 年 2 月期において債務超過の状態に陥ったことから、本日の株式会社大阪証券取引所発表のとおり、「株券上場廃止基準」第 2 条第 1 項第 5 号（債務超過）に該当するため、猶予期間入りしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日）

2. 債務超過に至った経緯

当社は、厳しい経営環境の中、簿価を下回る価格での販売や当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されたことに伴い、たな卸資産評価損を営業原価に 3,342,779 千円計上しました。また、社債償還益、固定資産売却益等の特別利益を計上したものの、たな卸資産評価損、債務保証損失引当金繰入額、貸倒引当金繰入額等の特別損失を 10,227,020 千円計上しました。

これらにより、10,161,902 千円の当期純損失を計上した結果、純資産が $\Delta 5,569,251$ 千円となりました。

3. 連結財政状態について

株式会社大阪証券取引所の「株券上場廃止基準」第 2 条第 1 項第 5 号（債務超過）の規定する「純資産の額」とは、「純資産の部の合計額＋特別法上の準備金等－（新株予約権＋少数株主持分）」であります。当社の連結会計年度（平成 22 年 2 月期）の純資産は $\Delta 5,569,251$ 千円ですが、少数株主持分が 944 千円であることから、5,570,195 千円の債務超過となっております。

4. 猶予期間

平成 22 年 3 月 1 日～平成 23 年 2 月 28 日

5. 今後の見通し

当社グループは、平成23年2月期の事業計画として、たな卸資産の売却による金融負債の圧縮、安定収益の見込める貸貸管理部門の強化、収益率の高い不動産仲介部門の強化、新規事業として不動産の再生再販事業により利益を確保し、また併せて第三者割当増資等の財務リストラクチャリングにより債務超過を解消する予定です。

以上